

令和3年度契約情報の公表

部(局)等名：商工労働部

随意契約の場合							
契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円)	地方自治法施行令の 適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関) の名称	備考
「しまねプレミアム飲食券」発行業務委託	R4.3.16	株式会社JTB山陰支店 支店長 林 勇一 松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	1,274,611,124	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しえない	ブランド推進課	変更契約 R4.9.13 1,715,788,515円 変更契約 R5.3.30 1,123,938,548円 変更契約 R5.3.31 1,120,557,656円
「島根県飲食店等時短要請協力金」広告掲載業務	R4.3.8	株式会社 山陰中央新報 代表取締役社長 松江市殿町383番地	1,009,800	第167条の2第1項第2号	・島根県全域にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴う県内飲食店向けの時短要請協力金の支給について、申請期限が迫っていることから県内飲食店等に周知するため、地元紙の購読者数が県内で一番多いこと、協力金の申請期限までに早急に紙面製作・印刷を行う必要があり、過去に同様の業務を行った実績があることから、株式会社山陰中央新報社しか迅速かつ効果的に本業務を実施できる者がいないため。	商工政策課	